

平成18年3月14日

各 位

不動産投資信託証券発行者名 リプラス・レジデンシャル投資法人
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズ オフィス
代 表 者 名 執 行 役 員 佐 久 間 隆 夫
(コード番号：8986)
投資信託委託業者名 リプラス・リート・マネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡 村 一 郎
問 い 合 わ せ 先 取締役経営管理部長 江 村 真 人
Tel. 03-5425-5600

投資方針の変更に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）における投資方針の一部が、本日、下記の通り変更されましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更箇所

平成18年12月21日付で提出された有価証券報告書に記載された投資方針のうち、「⑤物件取得基準 (ホ) 権利形態 c. 共有物件」

なお、変更部分には下線を付しております。

c. 共有物件

変更後	変更前
<u>共有物件については管理・処分自由度が確保できることを前提に、他の共有者の属性、信用力等を総合的に考慮し、個別に判断し、投資するもの</u> <u>とします。また、収益の安定性を確保するため、他の共有者の属性や信用力等を十分確認のうえ、</u> <u>仕組み上の手当（共有物不分割特約の締結、登記の具備や敷地の相互利用に関する取決めを含みますが、これらに限りません。）を講じます。</u>	<u>本投資法人は、共有物件には投資しないものと</u> <u>します。</u>

2. 変更の理由

昨今の地価上昇に伴い、大都市中心部では大規模な再開発が多く進められています。本投資法人においても今後これらの大都市中心部において開発された物件の取得を検討する機会が増えてくると予想していますが、かかる開発型の物件は商業、ホテル又はオフィス等と住居の複合開発になる場合が多いと考えられ、また、敷地等が共有である場合もあるものと考えられます。かかる複合開発型の物件を取得するためには、共有持分の取得を選択できる機会が必要であると判断いたしました。

なお、上記投資方針の変更は、平成19年3月14日付で効力を生ずるものとします。

3. その他

平成19年3月14日付で臨時報告書を提出しております。

以 上

- * 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.re-plus-ri.co.jp>

ご注意：この文書は、本投資法人の投資方針の変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。